

はじめに

【本書の見方】

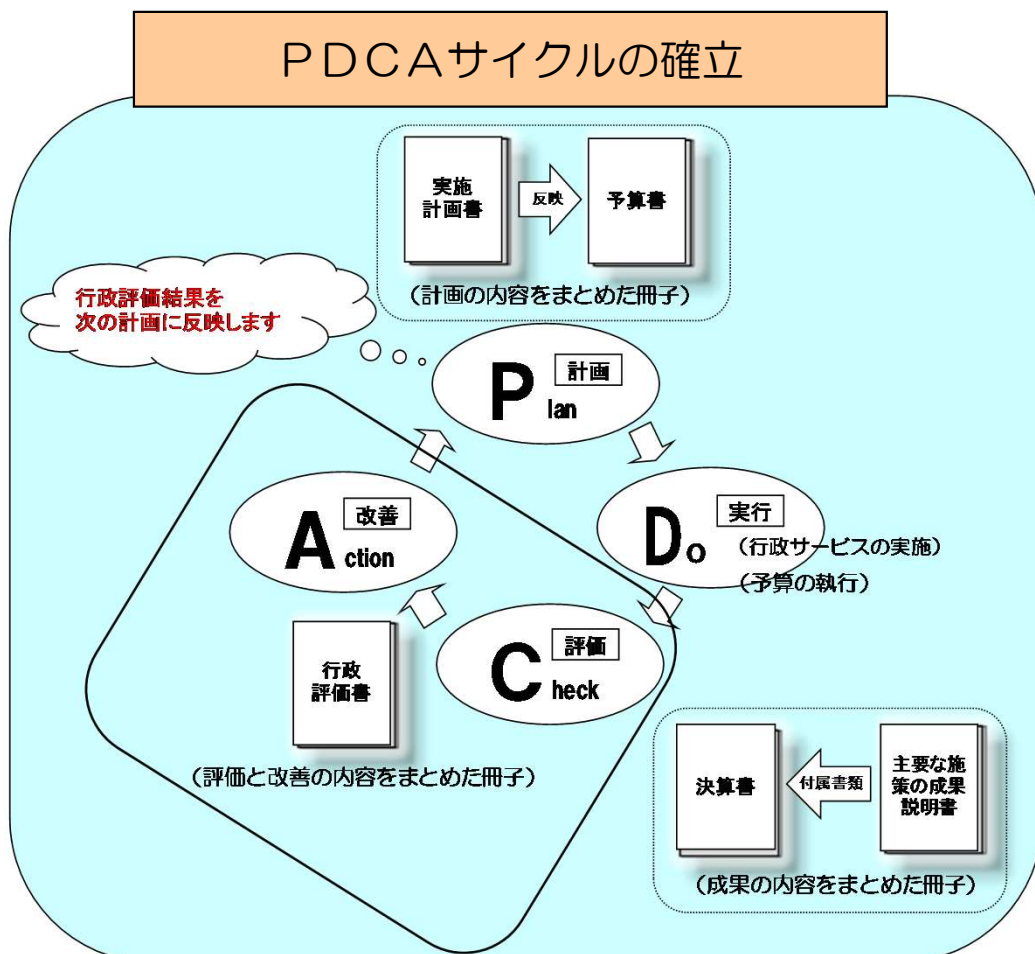
本書（行政評価書）は、第5次日高市総合計画に基づいて掲載しています。

【行政評価制度導入の経緯】

「行政評価」とは、市が行う行政活動（以下「行政サービス」といいます。）を統一的な視点から客観的に評価し、その評価結果を行財政運営に反映させることを目的とした一つの手法です。

『行政評価制度』の導入により、行政が行う「施策」、施策に関連する「事務事業」について、行政サービスの「評価」(Check)を行い、次の行政サービスの向上につなげる「改善」(Action)の方策を導き出します。その改善方策を次の「計画」(Plan)に生かし、より良い行政サービスを「実行」(Do)することでPDCAサイクルを確立することができます。

日高市では、行政サービスの更なる向上と総合計画に基づく計画的な行財政運営を推進するため、第5次日高市総合計画に合わせて平成24年度（平成23年度に実施した行政サービスを対象）から行政評価制度を導入しました。



【行政評価の流れ】

行政評価は次の区分により行います。

①事務事業評価

市が実施した「事務事業」の成果を基に、評価すべき事項(良かった点、成果を上げた点など)、改善すべき事項(問題点、課題、解決の方策など)を明らかにするため、事務事業担当課(所)が事務事業評価を行います。

評価に当たっては、第3次日高市行政改革大綱に定める4つの区分・14項目の評価視点で3段階評価(点数化)を行い、その総合点に基づきA・B・Cのランクを付けるとともに、これらを踏まえ総合的視点から事務事業の評価を行います。

なお、事務事業評価内容については、全ての事務事業のうち、第5次日高市総合計画の各施策に関連する事務事業について、「施策の展開」ごとにまとめて掲載しています。

また、今年度は第5次日高市総合計画後期基本計画の最終年度であることから、次頁のとおり後期基本計画5年間の各年度におけるAからC評価の事務事業数を一覧にしました。

【第3次日高市行政改革大綱に定める4つの区分・14項目の評価視点】

評価区分	評価視点
①計画的・効率的な行財政運営	1. 適切な事務分担がなされているか
	2. 効率的な組織となっているか
	3. 正規職員が実施する必要があるか
	4. 市が直接実施する必要があるか
②財政基盤の確立・強化	5. 中長期的な視点の検討がなされているか
	6. 目標に対する成果は適切か
	7. 費用対効果が図られているか
	8. 歳入の増加や歳出の削減の余地はないか
③市民と行政の協働	9. 市民との協働が図れているか
	10. 市民が参画できる環境を整えているか
	11. 市民のニーズや声を的確に把握しているか
	12. 適切に市民に情報を提供しているか
④課題への個別対応	13. 安心・安全について配慮をしているか
	14. 環境への負荷を配慮しているか

【4つの区分・14項目の評価視点での3段階評価（点数化）】

評価点	評価基準
3点	適切であり現状維持する（事務事業上考慮する余地がない場合も含む）
2点	おおむね適切であるが部分的な改善を要する
1点	適切とはいえず抜本的な改善を要する

【総合点に基づくA・B・Cランク】

ランク	総合点（42点満点）
A	42点～36点
B	35点～29点
C	28点～14点

【後期基本計画5年間の各年度における評価一覧】

年度	平成28年度事業		平成29年度事業		平成30年度事業		令和元年度事業		令和2年度事業	
A評価	544	93.8%	535	94.0%	474	94.2%	490	94.8%	513	94.6%
B評価	36	6.2%	33	5.8%	28	5.6%	26	5.0%	27	5.0%
C評価	0	0.0%	1	0.2%	1	0.2%	1	0.2%	2	0.4%
全体	580	100%	569	100%	503	100%	517	100%	542	100%

②施策評価

「事務事業」の成果及び評価を基に、当該施策を主に担当する部長が施策評価責任者として、施策評価を行います。

施策評価では、施策目標に対する主な成果と課題、今後の方向性を明記します。

なお、今回は「第5次日高市総合計画後期基本計画」の最終年度であることから、下記のとおり、各施策について5年間の評価を5点満点で評価しました。なお、一部点数が算出されていない施策があります。

施策番号	施策	施策目標	施策評価(点数)
1	自然環境	豊かな自然を次世代に引き継ぐため、自然環境の保全や地球温暖化対策を推進します。	—
2	歴史・文化	文化財の保護と活用、歴史・伝統文化の継承と、市民の芸術・文化の振興を図ります。	2.67
3	健康・医療	心身ともに健康で生き生きとした生活を送ることができる環境をつくりまします。	2.25
4	子育て支援	次世代を担う子どもを安心して産み、育てることができる環境をつくりまします。	4.67
5	高齢者福祉	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援し、生きがいがづくりや自主的な社会参加活動を促進します。	3.40
6	障がい者福祉	障がいのある人が、安定した生活を送れるよう支援し、社会参加や雇用の機会の確保に努めます。	4.67
7	地域福祉	一人一人が尊重され、安心して暮らせるよう、地域で共に助け合い、支え合う地域社会の実現に努めます。	4.20
8	学校教育	確かな学力、豊かな心、健やかな体、豊かな関わり合いのバランスの取れた児童や生徒を育成します。	3.60
9	青少年健全育成	地域、家庭、学校が一体となり、次世代を担う子どもたちの健全な育成と郷土愛の醸成を図ります。	5.00
10	生涯学習	生涯を通じて自らを高め、心豊かな人生を送れるよう、市民の生涯学習活動を支援します。	2.60
11	人権・男女共同参画	人権について、正しい理解と認識を深めるとともに男女があらゆる分野で参画できる社会の実現に努めます。	5.00
12	多文化共生	国際理解を深める機会を提供するとともに、外国籍市民の人にも暮らしやすい環境をつくりまします。	1.50
13	市街地整備	地域の特性に応じた計画的かつ適正な土地利用を誘導するとともに、良好な住環境の形成、保全を推進します。	4.00
14	道路・河川	都市機能を支える幹線道路の整備を推進するとともに、生活道路の利便性の向上や河川の機能充実に努めます。	4.25
15	生活安全	地域の安全や安心を確保するため、防災体制を強化し防犯活動を推進します。	5.00
16	交通	交通事故が起りにくい環境をつくるとともに、公共交通の充実に努めます。	3.67
17	環境衛生	快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、市民生活から排出される廃棄物を適正に処理します。	2.67
18	水道	安全で安定した水の供給体制の維持に努めます。	4.67
19	下水道	衛生的な住環境の整備と水環境の保全に努めます。	4.33
20	商工業	市内企業への支援とともに企業と連携した雇用の拡大により、地域経済の強化を図ります。	—
21	観光	本市の財産である自然や歴史を生かし、観光地としての魅力を高めまします。	1.67
22	農林業	農地の有効活用と農業者の育成・支援を通じて、安定した農業経営の確立を図ります。	3.67
23	行政運営	組織の適正化や効率的な行政運営を図るとともに、市民に身近な市役所を目指し、行政サービスの向上に努めます。	4.00
24	財政運営	安定した歳入確保、経費の見直しと削減により健全な財政運営に努めます。	3.00
25	市民参加・協働	積極的な情報公開に努め、地域コミュニティ活動の活性化や市民の参画機会の充実に努めます。	4.50

③外部評価

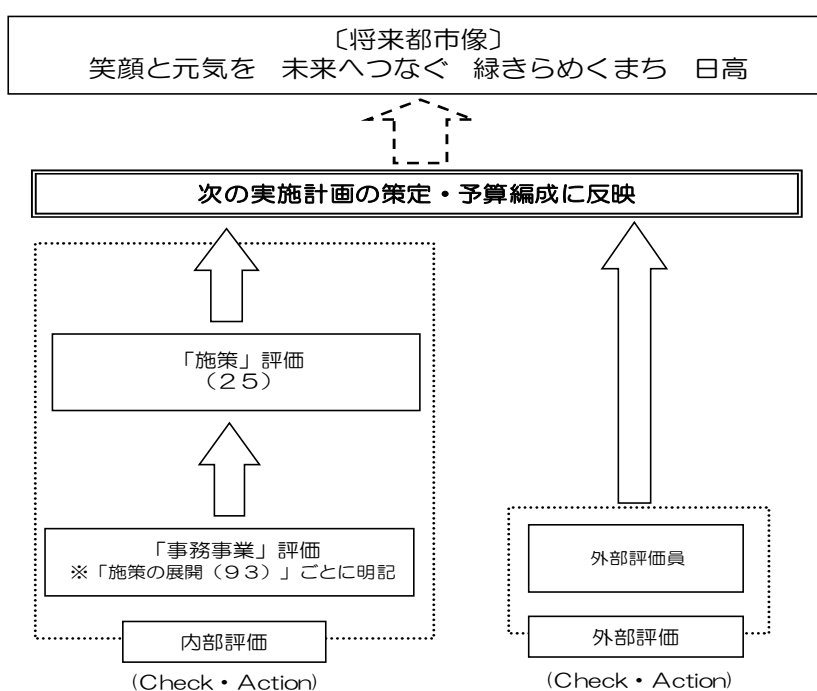
「事務事業」のうちから10事務事業を選定し、外部評価を行います。

なお、外部評価については、内部評価の補完として位置付け、内部評価実施後に行うため、この書とは別に外部評価結果をまとめ公表します。

【行政評価の活用】

行政評価から導き出された評価・改善事項は、次の実施計画の策定及び予算編成に反映するとともに、将来都市像実現に向けた行政サービスの改革・改善に生かしていきます。

《行政評価の流れと活用》



【その他特記事項】

・会計名は、事務事業名欄に下記のとおり記載しています。

一般会計	→	記載なし
国民健康保険特別会計	→	【国保】
後期高齢者医療特別会計	→	【後期】
介護保険特別会計	→	【介護】
武蔵高萩駅北土地地区画整理事業特別会計	→	【北】
水道事業会計	→	【水道】
下水道事業会計	→	【下水道】

